

ラリー競技開催規定の一部改正

<新旧対照表>

下線部分：変更箇所

改正後	現行規定
<p>ラリー競技開催規定 細則：第1種アベレージラリー開催規定 (略) 第1条 (略)</p> <p>第2条 参加車両 1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。 1) (略) 2) 国内格式競技以下： (1) J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J 車両、R P N 車両、R F 車両、A E 車両またはF車両 <u>ただし、R車両で臨時運行許可証および番号標を有している場合、当該許可における運行目的は当該車両が参加するラリー競技会への参加でなければならず、かつ、運行期間は当該競技会に有効なものでなければならない。</u> なお、完全なオープン車体構造の車両およびコンバーティブル車体構造の車両は、同規定第1章第1条総則におけるハードトップの装着は免除される。 (2) (略) 2. ～4. (略)</p> <p>第3条 参加確認および参加車両検査 (略) 1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。 1) ～6) (略) <u>7) 臨時運行許可証 (臨時運行許可申請書) ※必要な場合</u> <u>8) 自動車カルネおよび登録証書 ※必要な場合</u> 2. ～3. (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p>	<p>ラリー競技開催規定 細則：第1種アベレージラリー開催規定 (略) 第1条 (略)</p> <p>第2条 参加車両 1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。 1) (略) 2) 国内格式競技以下： (1) J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J 車両、R P N 車両、R F 車両、A E 車両またはF車両 なお、完全なオープン車体構造の車両およびコンバーティブル車体構造の車両は、同規定第1章第1条総則におけるハードトップの装着は免除される。 (2) (略) 2. ～4. (略)</p> <p>第3条 参加確認および参加車両検査 (略) 1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。 1) ～6) (略) 2. ～3. (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p>

<p>第8条 本規定の施行 本規定は、<u>2021</u>年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第8条 本規定の施行 本規定は、<u>2018</u>年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>ラリー競技開催規定 細則：第2種アベレージラリー開催規定 (略) 第1条 (略)</p> <p>第2条 参加車両 1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。 1) (略) 2) 国内格式競技以下： (1) J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J 車両、R P N 車両、R F 車両またはA E 車両 <u>ただし、R車両で臨時運行許可証および番号標を有している場合、当該許可における運行目的は当該車両が参加するラリー競技会への参加でなければならず、かつ、運行期間は当該競技会に有効なものでなければならない。</u> (2) ~ (3) (略) 2. ~ 4. (略)</p> <p>第3条 参加確認および参加車両検査 (略) 1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。 1) ~ 6) (略) <u>7) 臨時運行許可証 (臨時運行許可申請書) ※必要な場合</u> <u>8) 自動車カルネおよび登録証書 ※必要な場合</u> 2. ~ 3. (略)</p> <p>第4条~第8条 (略)</p> <p>第9条 本規定の施行 本規定は、<u>2021</u>年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>ラリー競技開催規定 細則：第2種アベレージラリー開催規定 (略) 第1条 (略)</p> <p>第2条 参加車両 1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。 1) (略) 2) 国内格式競技以下： (1) J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J 車両、R P N 車両、R F 車両またはA E 車両 (2) ~ (3) (略) 2. ~ 4. (略)</p> <p>第3条 参加確認および参加車両検査 (略) 1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。 1) ~ 6) (略) 2. ~ 3. (略)</p> <p>第4条~第8条 (略)</p> <p>第9条 本規定の施行 本規定は、<u>2019</u>年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

ラリー競技開催規定 細則：スペシャルステージラリー開催規定
(略)

第1条～第4条 (略)

第5条 参加車両

1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。
 - 1) (略)
 - 2) 国内格式競技以下：
 - (1) J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J 車両、R P N 車両、R F 車両またはA E 車両
ただし、R車両で臨時運行許可証および番号標を有している場合、当該許可における運行目的は当該車両が参加するラリー競技会への参加でなければならず、かつ、運行期間は当該競技会に有効なものでなければならない。
 - (2) ～ (3) (略)
2. ～4. (略)

第6条～第9条 (略)

第10条 参加確認および参加車両検査

1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
 - 1) ～6)
 - 7) 臨時運行許可証 (臨時運行許可申請書) ※必要な場合
 - 8) 自動車カルネおよび登録証書 ※必要な場合
2. ～12. (略)

第11条～第30条 (略)

第31条 本規定の施行

本規定は、2021年1月1日から施行する。

以上

ラリー競技開催規定 細則：スペシャルステージラリー開催規定
(略)

第1条～第4条 (略)

第5条 参加車両

1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。
 - 1) (略)
 - 2) 国内格式競技以下：
 - (1) J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J 車両、R P N 車両、R F 車両またはA E 車両
 - (2) ～ (3) (略)
2. ～4. (略)

第6条～第9条 (略)

第10条 参加確認および参加車両検査

1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
 - 1) ～6)
2. ～12. (略)

第11条～第30条 (略)

第31条 本規定の施行

本規定は、2019年1月1日から施行する。

以上